

## 相談から貸付までの流れ

### 【1】貸付相談

- 学校の入学金・制服代・授業料等のわかる資料(パンフレット等)をご持参ください。
- 日本学生支援機構から奨学金を受ける場合は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の修学資金の貸付限度額から奨学金の額の差額を限度として貸し付けることができます。  
※資金交付が学校の納期限に間に合わない場合は、立て替え払いをするか、学校へ延納願いをさせていただくこととなりますので、学校へ直接お問い合わせください。

### 【2】申請書交付

- 記載内容及び添付書類について説明します。

### 【3】合格発表

### 【4】申請書類提出

- 借主(母又は父等)が来所し、申請書類と添付書類をご提出ください。  
※郵送不可。申請書類と添付書類が全てそろったところで受理します。  
※連帯保証人の要件により、連帯保証人の変更・追加をお願いすることがあります。  
※審査の結果、貸付ができない場合もあります。

### 【5】貸付面接

- 借主及び連帯借主(子)と面接を行います。  
※借主及び連帯借主の印鑑をご持参下さい。

### 【6】連帯保証人への保証の意思確認(電話又は面談)

### 【7】貸付審査会を開催し、貸付の適否を決定

約1～2カ月  
かかります。

### 【8】貸付承認又は貸付不承認の通知

- 貸付決定した場合、貸付決定通知書・借用書・口座振替依頼書を送付します。

### 【9】借用書等を提出(貸付承認の場合)

- 借用書(借主及び連帯保証人)・印鑑証明書(借主及び連帯保証人)・口座振替依頼書を提出。  
※修学資金の場合は、在学証明書(4月1日以降発行のもの)も必要です。

### 【10】資金交付

- 就学支度資金は、一括交付します。  
※就学支度資金のみ貸付の場合は、4月以降に在学証明書の提出が必要です。
- 修学資金は、4月(4・5・6月分)、7月(7・8・9月分)、10月(10・11・12月分)・1月(1・2・3月分)に交付します。

〔問い合わせ先〕 呉市子ども支援課  
呉市中央4丁目1番6号(市役所3階)  
電話 (0823)25-3297, 25-3173